

## 第2次 新型コロナウイルス感染症発生施設・事業所への緊急見舞金 および都道府県セルフ協への応援支援金 実施要綱

### 1. 概要：

- 全国セルフ協では、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した会員施設・事業所を支援するため、緊急見舞金ならびに都道府県セルフ協への応援支援金の支給を実施する。
- 本見舞金、支援金については、きずな会費を財源として実施している現行の「全国セルフ災害時対応マニュアル」「災害支援基金運営要綱」とは切り分けて、新型コロナウイルス感染症への対応として別建てで実施する。

### 2. 対象：

#### ①緊急見舞金

本会入会日以降、利用者や施設・事業所に勤務している者に新型コロナウイルス感染者が1名でも発生した会員施設・事業所

※当該見舞金の支給は本事業の実施期間内1回限りとする。

※令和2年4月1日～令和4年3月31日に実施した第1次事業で支給を受けた施設・事業所についても申請可能とする。ただし、第1次事業で支給を実施した同一事例については支給の対象外とする。

#### ②応援支援金

上記①の会員施設・事業所の所在地の都道府県セルフ協

### 3. 金額：

#### ①緊急見舞金

会員施設・事業所の会費額に応じた下記の金額とする。

施設・事業所定員数	会費額（年額）	見舞金額
定員20名未満	定員数×1,000円	20,000円
定員20名	33,000円	40,000円
定員21～30名	51,000円	60,000円
定員31～40名	58,000円	
定員41～50名	64,000円	70,000円
定員51～70名	71,000円	80,000円
定員71名以上	89,000円	100,000円
地域活動支援センター (1か所あたり)	5,000円	10,000円

## ②応援支援金

当該県の全国セルフ協会員施設・事業所で感染者が発生した場合、都道府県セルフ協会で要した物資や人的な応援支援の経費（実費）、または本支援に関連して実施した会議等の経費（実費）について1回50,000円を上限に支給する。

※都道府県セルフ協が実施する見舞金等の資金支援については、対象外とする。

※1か月の間に複数施設・事業所での感染が発生した場合も、50,000円を上限として支給する。月をまたいで感染が発生し、支援を要した場合は、再申請を可能とするが、支給は事業実施期間内3回を上限とする。

## 4. 手続方法：

①緊急見舞金については、申請書を全国セルフ協事務局宛（self@shakyo.or.jp）にメール送付。

②応援支援金については、申請書とともに領収書等（費用が確認できる書類）を添付のうえ、全国セルフ協へ郵送。

※総務・財政・広報委員長、担当副会長専決とし、即時送金する。

## 5. 申請期限：

令和5年3月31日まで

※申請期限の直前に感染が発生した場合の取扱いは、事務局にご相談ください。

## 6. 本事業の実施期間：

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

（附則）

1. 令和4年2月22日、常任協議員会にて制定。

本要綱は、令和4年4月1日より発効するものとする。

2. 本見舞金および支援金については、令和4年度上半期終了時（令和4年9月30日）に、本会の財政状況をふまえ、下半期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の実施等を確認する。